

Title	生活組織と全体的相互給付関係：有賀「家」理論の基礎概念
Sub Title	
Author	平野, 敏政(Hirano, Toshimasa)
Publisher	三田社会学会
Publication year	2000
Jtitle	三田社会学 (Mita journal of sociology). No.5 (2000.) ,p.76- 81
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特集II: 「有賀喜左衛門と社会学」
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA11358103-20000000-0076

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

生活組織と全体的相互給付関係

有賀「家」理論の基礎概念

平野 敏政

1. 家研究の方向性

有賀喜左衛門は「家」を生活組織と見ていた。「家」は日本における家族的集団であるのだから、当然これを親族集団、血縁集団と見ることもできる。しかし有賀はあくまでも「家」を生活組織と見ることにこだわったと言える。

有賀のこのこだわりには、少なくとも二つの「家」研究上の重要な背後的前提が隠されているように思われる。

一つは、生活組織としての「家」の研究は、生活をしている人々の、その生活の現場で把握され、生活をしている人々の意識そのものの理解を通してなされなければならないということである。

もう一つ的前提は、生活組織を構成する社会関係の諸形態には「生活意識」が内在しており、生活組織の研究は形態と意識の相互連関を通して理解されなければならないとする前提である。

生活組織としての「家」研究の特徴は、いわゆる「有賀、喜多野論争」と呼ばれている日本の家研究の基本的視座をめぐる論争を参照することによって一層明確にすることが出来る。そこで以下にごく簡単に「有賀、喜多野論争」の焦点を整理してみたい。

この論争は昭和35年から43年にかけて行われた(有賀「家族と家」『哲学』第38集、昭和35年、に対する喜多野の批判論文「日本の家と家族」『大阪大学文学部紀要』第11号、昭和45年、を経て論争を総括した住谷、喜多野の対談「日本の家と家族」『思想』昭和43年9月号までを区切りとする)。論争の契機となったのは戸田貞三の「家族構成」における家族研究のあり方の評価をめぐる問題であった。しかし、この論争は上に述べたような日本の家族研究に関する最も基本的で、最も重要な方向性に関する問題をめぐる論争へと発展していったのである。

そこで有賀の「家」研究の独自性を理解するために、以下において、その基本的視点を喜多野清一のそれと比較しながら見ていきたい。

<有賀喜左衛門の基本的視点>

- (1) 「一、二の事実から文化現象のある形を空想し、それを存在しているもののように考えようとしたり、形が似ていてもその形にシンボライズされた生活上の意味が全然異なるような異民族間の現象を直接的に比較し関係せしめたりする。これくらいのところで民俗学

が成立するとしたら、学問も甘いものである。」¹⁾とやっているように、社会的、文化的諸事実の安易な比較研究と生活の意味に対する無頓着に鋭い批判を向けている。

- (2) 「民族文化圏においては家の持つ民族的特質の傾向は村落または都市の民族的特質の傾向を規定すると言い得る。これと同じことは一民族文化圏に含まれるあらゆる社会関係（たとえば信仰団体、経済団体、教化団体その他）の相互関係についてもいうことができる。」²⁾とあるように、家の研究は民族的特質（社会関係の持つ生活上の意味の根拠となるもの）を明らかにしようとするものなのである。
- (3) 以上のような考え方から通文化的な比較研究の前に、比較研究の対象とされる現象のもっている民族的個性や歴史的個性が解明されなければならない。という主張がなされることになる。

つまり、家族あるいは家は、特定の社会的、文化的条件の下にある社会関係の一形態であると言えるのだが、この形態のみに注目し、その形態を社会的、文化的文脈から抽象し、比較することは妥当な研究方法ではない、正しい比較は形態と同時に、その形態に表象されている生活上の意味をも慎重に考慮したものでなければならない、と有賀は主張する。

また、社会関係の形態に見られる特質と生活上の意味は、特定民族文化圏の民族的特質を根拠として成立し、それゆえにその民族文化圏のあらゆる社会関係に相互浸透している、とも言っている。

こうしたことから言えば、社会関係の形態のみを抽象して、それを通文化的に比較するという研究はほとんど意味のないものと考えられるのであり、妥当な比較研究は形態と意味とを同時に比較する方法と観念されるのである。従って、通文化的な比較研究以前に、比較研究の対象とされる現象のもっている民族的個性や歴史的個性が解明されなければならないことになる、というのである。これに対する喜多野の立場を見ておこう。

<喜多野清一の基本的視点>

- (1) 昭和22年当時を回顧して、有賀の家研究の独自の業績を高く評価したあと、「当時は一般的に、日本の氏族制度との関係から、大家族形態論には父系単系の血縁出自集団論の影響が強かったのであるが、有賀の大家族形態論はすでにこの影響から遠ざかっていたように思われる。」³⁾とやっているように、喜多野は通文化的概念である「父系単系出自集団」を用いた比較研究が当時の主流であったのに、有賀の大家族論がこれと遠く離れた視点を持っていたと指摘し、通文化的概念を家へ適用すべきであるとする立場を表明している。
- (2) さらに、「伝統的権威の統合する制度体としての家の研究はすでにこれまでに著しく高められていたが、われわれはさらに集団としての家——歴史的家族としての実在体としての家の集団論的分析を進めることができ、それによって日本の親族組織の中に家を正当に位置づけることができたように思うのである。家を制度論のみでとらえるときには、家は固定的秩序的存在として強調されるが、集団としての家の二重構造の理解は家のダイナミ

ックな構造とその展開を可能にする。」⁴⁾として、家を実在的集団としてとらえることを強調している。

- (3) その結果、実在体としての家の実体性の強調は、その主張自体を根拠に「親族組織のごとき民族的特性を強く持つだろう研究対象を、いわゆる「通文化的」に取り扱うことに努めた。従って概念の規定や問題の提起・解釈は出来るだけ社会学的一般理論に結びつけて行うように努めたつもりである。」⁵⁾という結論に至っているのである。

家族研究、家研究における喜多野の基本的立場は、ここに明瞭に示されているように、日本の家族、家を社会学的一般理論に結びつけて理解すること、それはつまり「通文化的比較」において日本の家族、家を捉えることに他ならなかった。そのために家族、家の実態としての実在性が強調され、それが親族集団概念のもとに捉えられることとなっている。このことを強調して言えば、喜多野は日本の家の形態に注目し、それを通文化的概念によって捉えられる「家族」的次元と、数「家族」の歴史的結合形態としての「家」の次元の二重構造をもつものと見たと言えるであろう。

センサスの利用方法に対する批判と「親族世帯」を結論として先取りした分析に対する批判として始められた「有賀、喜多野論争」の契機となった戸田の家族研究に対する有賀の批判と、それに対する喜多野の再批判には、ここに見たような家族研究に関わる基本的方向性の相違が含意されていたのである。

それでは有賀の「家」の理解とはどのようなものだったのだろうか。有賀の家理解は次のように整理することが出来る。

2. 有賀における家の特質

- (1) 夫婦中心の家業や家産を運営する集団
- (2) 家族(家の成員)の生活保障をする集団
- (3) 夫婦中心の共同生活の集団
- (4) 生活集団でありかつ生活上の諸機能の複合をもつ集団

以上の4点からも理解されるように、家の集団的契機として有賀は夫婦関係を重視していたが、家の本質はあくまでも生活集団としてのそれであるとされている。家は夫婦関係を中心とした特定の形態を持つと同時に、家産や家業を運営し、家の成員の生活保障の根拠という生活上の意味を持つものなのである。

これが、有賀が家を経営団体と同一視していると言われるゆえんなのである。

また、生活上の意味の強調は、家を単なる親族組織と見る見方とは異なる視点をもたらしめている。つまり、有賀は家の成員の資格が血縁関係・親族関係のみに基づくのではなく、家の生活上の諸条件によって決定されていると主張するのである。

したがって、生活上の必要性に応じて、生活上の諸機能を担うのであれば、家は「非血縁者」も家の成員とすることができた。「非血縁者」も家の宗教的、経済的、法律的、道徳的

などの文化的契機に結合し、家の担っている生活諸機能の遂行に結合するとき、家の成員に取り入れられるのである。家に取り入れられた「非血縁者（奉公人）」はやがて分家し、本家との間に「同族団」を形成する。分家に際しての財産分与については、次三男などの分家と殆ど差がない場合もあったのである。

同族団形成の根拠となる奉公人の財産分与について、有賀は「予定権利」説を唱えたことがあった。「予定権利」説は、あたかも財産分与が契約であるかのように誤解されたために、すぐに撤回されたが、有賀の真意は本家と奉公人との間の分家に際しての財産分与が、双方にとって実践的知識として暗黙裏に予定されていたという意図であったように思われる。

有賀の主張する生活上の意味は、このような実践的知識としての意義ばかりでなく、より積極的には社会関係の形態のうちに隠され、生活を秩序付け、生活に表象されている意味の根拠となっている「暗黙知」をも意味するものと理解できるのではなかろうか。

いずれにしても家は同族団（家連合）を形成して、家の成員の生活保障を遂行するのである。そしてこれが、家が村落生活における生活組織の根幹に存在すると規定される根拠となっているのである。

3. 生活組織と家

家と生活組織の関係は上に触れたとおりであるが、有賀はどのようにして生活組織という対象に辿り着いたのだろうか。

竹内利美の整理によれば、昭和6、7年頃は「生活現象の理解」と言う言葉があり、昭和8年には「生活意識はその社会がもつ組織や生活条件から滲み出てくるものであるから、その生活を理解するためにはどうしても考えなければならないものである。」⁶⁾との考のもとに「生活意識」が強調され、昭和10年にいたって「生活組織」という概念に到達したと言われている。

さらに、有賀は生活について「衣食住が生活として存するためには、衣食住の実現する形態が伴う...」⁷⁾とあって、生活が形態を持つこと、そして、生活形態は社会的条件（生活条件）を投影するものであるともいう。

生活条件については「生活意識なしに生活条件の統合は存在しない。」⁸⁾、「生活の全体を表象するものはその生活意識である。」⁹⁾として生活意識が生活形態を形作り、表象することを強調している。それと同時に、「夫々の小作形態（生活形態）が如何なる生活意識によって行われているかを知り、」¹⁰⁾などと言っていることから推論されるように「生活組織」を生活意識と、生活形態とが統合された社会的事実と考えているのである。

「生活組織」という用語について有賀は、「日常生活の網の目を表現するのはこの方が少しましではなかろうか...、ともかく私は日本人のメンタルな面を深く描くことが出来なかった。そういう追求をしようと思って生活組織という言葉を使ってきた...。」¹¹⁾とあって、ここでもやはり生活組織の中に意識、意味、あるいは日本人の社会生活を起動する集合的動機（エー

トス）が含意されていると考えている。

また生活組織とは「わが国の農民にとって、田植え（一つの生活行事・現象）がいかに必要な作業であったかと言うことを改めて述べる必要はないが...（中略）...、単に経済現象としてではなく、村落全体の生活組織がこれと結合していることは...」¹²⁾と言っているように、ある特定の生活現象の上に複雑な生活上の関連をもつ諸現象が累積、統合されて作り出される「全体的社会的事実」なのである。このような全体的累積、統合を考えることが出来るのは、そこに累積する諸事象間に、生活意識の相互浸透、相互転換が仮定されているからである。全体的社会的事実において相互浸透、相互転換している生活意識こそ、生活事象の内面的関係としての「全体的相互給付関係」なのである。

4. 生活組織と全体的相互給付関係

全体的相互給付関係という用語を M.Mauss から援用したと有賀は言っている。しかし、有賀はこの概念の具体的内容について詳細な説明を残していない。

有賀の著作の中から全体的相互給付関係概念の内容を整理すれば以下のようなものではないかと思う。

- (1) 個別の交換の非対称性と全体的対称性：個別の時々の交換（相互給付）のバランスが不均衡であっても、個別の交換の累積を全体としてみたとき、均衡が得られるとの判断が当事者間に形成されていること。
- (2) 非即時的交換と迂回的交換：交換が同時的に行われる必要は必ずしも要求されない、時間差のある交換が可能である。二者間の交換ではなく、交換過程を統制する中心的存在を迂回しての交換。
- (3) 交換財の非対称性と等価性の恣意性：交換財には物質的財から非物質的財まであらゆるものが含まれるために、交換財の対称性が損なわれていると同時に客観的等価性にかわって主観的等価性が機能している。
- (4) 交換の限定性：全体的相互給付関係は相互の認知に基づく社会関係の中で機能する。この全体的相互給付関係概念は単純に社会関係の一形態を指示するものではなく、そこには相互給付関係を統合する生活意識が表象されている。それは本末の系譜的關係の意識なのである。

それゆえに、有賀の家研究は大家を中心とする家連合における一切の給付関係を見ることで村の生活組織を明らかにしようとする意図を持つものとなっている。家＝生産組織と直ちに等置することは妥当でないかも知れない。しかし、家は村の生活組織の単位であり、そこを根拠としてさまざまな生活事実が累積する社会関係なのである。その意味で家は生活組織の解明において特殊な位置にあるものと言える。

有賀はさまざまな生活事象の累積として存在する村の生活組織を、家および家連合の視点から解き明かしたのである。この家および家連合への注目を制度分析と見る見方もあるが、有

賀の生活組織分析はただ単なる制度分析に止まるものではなく、生活組織と生活意識の統合された村の生活のあり方そのものの分析と見るべきである。

たしかに、「生活組織」のもつ形態と意識の統合を、意識的側面を強調して捉えると、有賀の家研究を家制度の研究として位置づけようとする見方が出てくる。事実、有賀も家族制度という用語を用いているし、形態や構造を社会関係の形式的形態と理解しようとする立場に対する批判的意味を強調するには「制度」という言葉の使用に一定の妥当性はある。しかし有賀の場合、「制度」を制度化された制度体というフォーマルで客観的な外在的実体と見ていたわけではない。「制度」もまた生活意識を基礎とする主体的で創造的な再帰的行為によって構造化される事実と見られているのである。

繰り返して言えば、家を中核として組み立てられる村の生活組織を統合する内面的関係として、全体的相互給付関係があるのであり、それゆえに、この関係の意識は、わが国における社会関係を規定する民族的性格として把握されることになる。

例えばそれは経営家族主義と呼ばれる日本的な経営が成立する根拠を問われたとき、親会社、子会社、孫会社間に、また企業と従業員に全体的相互給付の観念の存在を置けばある程度説明がつくように、家と家連合におけるこの全体的相互給付関係の原理は、民族的性格としてわれわれの生活の中に、現在でも生活を統合する原理として作用しているのではないだろうか。

【註】

- 1) 有賀喜左衛門 「民俗学の本願」 『有賀喜左衛門著作集』Ⅷ 未来社 1969年 p16.
- 2) 有賀喜左衛門 「社会科学方法論」 『有賀喜左衛門著作集』Ⅷ 未来社 1969年 p110.
- 3) 喜多野清一 「はじめに——親族組織研究の展開——」 『「家」と親族組織』 早稲田大学出版会 1975年 p2.
- 4) 喜多野清一 前掲書 p7.
- 5) 喜多野清一 前掲書 p7.
- 6) 有賀喜左衛門 「捨子の話」 『有賀喜左衛門著作集』Ⅷ 未来社 1969年 p347.
- 7) 有賀喜左衛門 「名子の賦役」 前掲書 p210.
- 8) 有賀喜左衛門 前掲書 p211.
- 9) 有賀喜左衛門 前掲書 p210.
- 10) 有賀喜左衛門 前掲書 p211.
- 11) 有賀喜左衛門 「新版の序」 前掲書 p4.
- 12) 有賀喜左衛門 「田植えと村の生活組織」 前掲書 p20.

(ひらの としまさ 慶應義塾大学文学部)